



復興庁

Reconstruction Agency

平成27年度 税制改正要望概要

平成 26 年 8 月
復興 庁

平成 27 年度復興庁税制改正要望

平成 26 年 8 月
復興庁

＜全体概要＞ ※太字下線部の省庁が主管省庁。以下同。

1. 福島関係

- (1) 避難解除区域等へ帰還を希望する事業者が将来の当該区域における事業の実施に必要な経費を積み立てた場合に損金算入を認める等の「福島再開投資等準備金」制度の創設（新規）
＜復興庁、経済産業省、厚生労働省、農林水産省の共同要望＞
- (2) 避難指示解除準備区域内資産の代替資産取得に係る固定資産税等の特例（拡充）
＜復興庁、経済産業省、厚生労働省、農林水産省の共同要望＞

2. 住宅関係

東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（延長・拡充）
＜国土交通省、復興庁の共同要望＞

(注) 上記の他、平成 27 年度税制改正において見直しが見込まれている車体課税について、既に適用されている税制の特例（非課税）が継続されるよう措置を講じる。

<個別説明>

1. 福島関係

- (1) 避難解除区域等へ帰還を希望する事業者が将来の当該区域における事業の実施に必要な経費を積み立てた場合に損金算入を認める等の「福島再開投資等準備金」制度の創設（新規）

<税目>（国税）所得税、法人税

概要

原発事故に関する避難指示区域については、平成25年8月に区域見直しが完了したことにより、今後は避難指示の解除を経て、住民帰還に向けた復興の新たな段階を迎えている。

事業者の事業再開を支援し、復興の取組みを加速するため、避難解除区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域へ帰還を希望する事業者が将来の当該区域における事業の実施に必要な経費を積み立てた場合に損金算入を認める等の「福島再開投資等準備金」制度の創設を要望する。

要望内容

避難解除区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において再開投資等を行うものと福島県知事が認めた個人事業者又は法人が、事業再開までの間（最大5年）、所得金額を限度として準備金を積み立てた時に、その積立額を損金算入でき、また、将来、当該区域内で機械又は建物等に再開投資等を行う際に即時償却できるよう税制上の所要の措置を講じる。

要望省庁

復興庁、経済産業省、厚生労働省、農林水産省の共同要望（主管省庁は復興庁）

- (2) 避難指示解除準備区域内資産の代替資産取得に係る固定資産税等の特例（拡充）

<税目>（地方税）固定資産税、都市計画税、不動産取得税

概要

帰還困難区域及び居住制限区域については、居住・操業が限定されていることを踏まえ、当該区域以外の地域での早急な生活や事業の再建を支援するため、当該区域内に原発事故前にあった住宅・事業所等の代替資産を当該区域以外で取得する場合、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の特例措置が講じられている。

12市町村への帰還促進の観点から、避難指示解除準備区域に資産を有する住民や事業者に対し、避難解除区域において代替資産を取得する場合に限り、特例の対象に追加することを要望する。

要望内容

帰還困難区域及び居住制限区域にあった住宅・事業所等の代替資産を取得する場合の固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の特例措置に、避難指示解除準備区域に資産を有する住民や事業者に対し、避難解除区域において代替資産を取得する場合に限り、特例の対象に追加する。

要望省庁

復興庁、経済産業省、厚生労働省、農林水産省の共同要望（主管省庁は復興庁）

2. 住宅関係

東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（延長・拡充）

<税目>（国税）贈与税

概要

住宅取得環境が悪化するとともに、今後の経済状況に対する懸念もある中、高齢者層が保有する資産を現役世代に移転させ、住宅取得の促進・経済活性化を図るため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等について延長・拡充を要望する。（国土交通省主管）

東日本大震災の被災地において、防災集団移転促進事業等による民間住宅用宅地の供給は約 800 戸分が開始されたのに引き続き（平成 26 年 3 月末現在）、今後約 2 万戸分の宅地が本格的に供給される見込みとなっていることから、東日本大震災の被災者に係る非課税措置についても延長・拡充を要望する。（国土交通省・復興庁共管）

要望内容

東日本大震災の被災者に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税措置の適用期限を平成 29 年末まで延長するとともに、非課税措置の限度額を最大 3,000 万円まで拡充する。

要望省庁

国土交通省、復興庁の共同要望（主管省庁は国土交通省）

3. その他

被災自動車の所有者等が代替自動車を取得した場合における当該自動車に係る自動車税の特例（その他）

<税目>（地方税）自動車税

概要

東日本大震災により滅失等した被災自動車の所有者が平成 28 年 3 月 31 日までに代替自動車を取得した場合、当該自動車に係る自動車取得税を非課税とする特例措置が

講じられている。

消費税率 10%への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に自動車取得税が廃止される一方、自動車税については、平成 27 年度税制改正において、環境性能課税（環境性能割）を取得時の課税として実施することとされているが、その場合であっても、代替自動車の取得に係る被災者の負担を軽減する本特例を適用させるものである。

要望内容

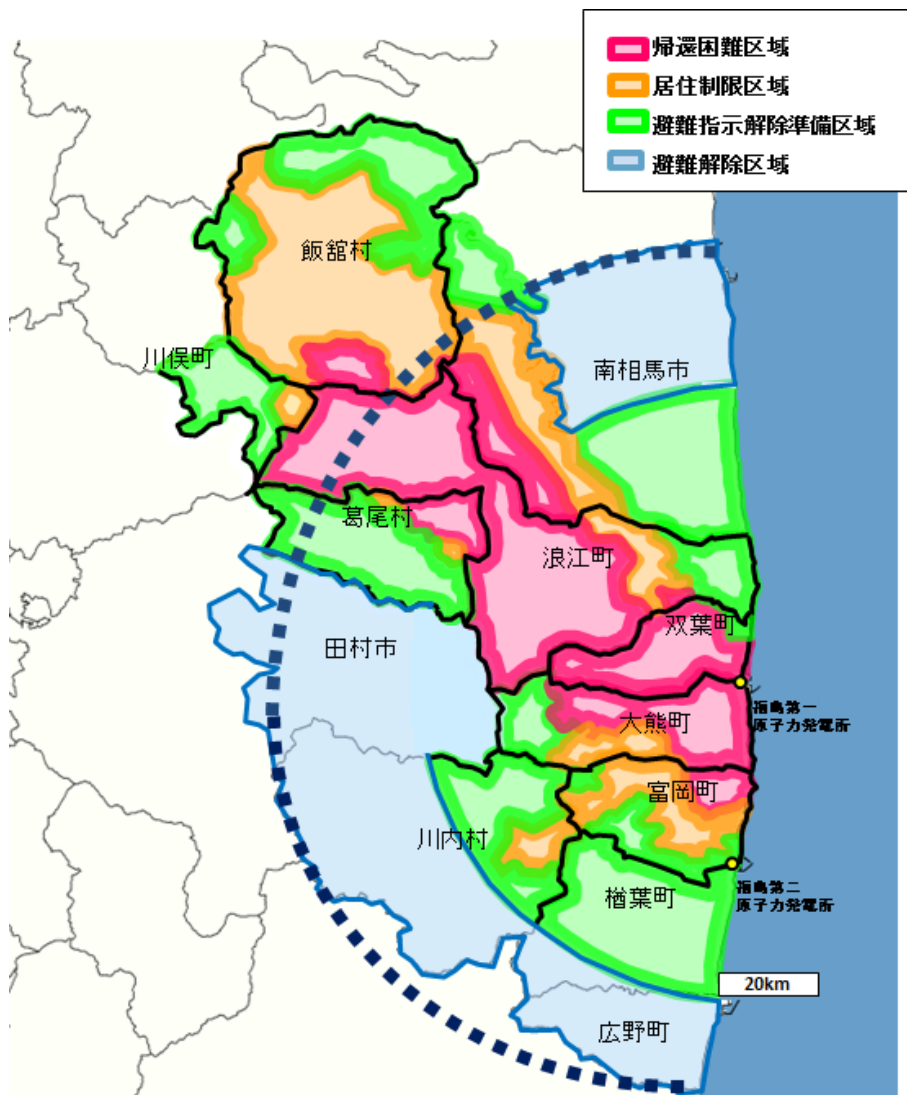
車体課税の見直しに伴い自動車税に環境性能割が導入された場合において、被災自動車の所有者等が環境性能割導入後から平成 28 年 3 月 31 日までに取得した代替自動車に係る自動車税（環境性能割）を非課税とする。

要望省庁

復興庁、経済産業省、国土交通省の共同要望（主管省庁は復興庁）

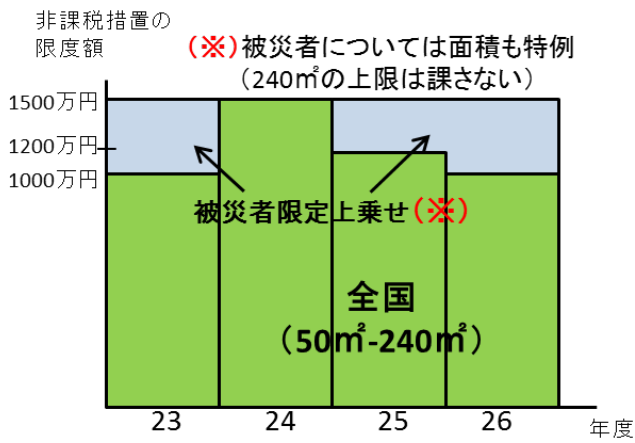
<参考>

1. 避難指示区域（平成 26 年 4 月 1 日現在）



2. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（現行制度）

○一定の省エネ性能又は耐震性を満たす住宅



○通常住宅

